

平成29年第9回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成29年12月7日(木)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成29年12月8日(金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君      |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君     |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君     |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君      |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君      |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君(議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |        |
|--------|--------|
| 町 長    | 吉田隆行君  |
| 副 町 長  | 山中裕之君  |
| 教 育 長  | 太田耕樹君  |
| 技 監    | 福代智之君  |
| 総務部長   | 新木之博君  |
| 民生部長   | 中村政愛君  |
| 教育次長   | 河本和彦君  |
| 総務課長   | 藤本大一郎君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君  |
| 税務住民課長 | 大畠英司君  |
| 民生課長   | 高橋蔦江君  |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 産業建設課長     | 西 谷 伸 弘 君 |
| 都市計画課長     | 中 村 輝 彦 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 係 長 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

日程第1 「一般質問」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 互礼。

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。きょうは定例会2日目に入ります。これから一般質問を行いますが、傍聴席の皆様方におかれましては、ようこそおいでいただき、ありがとうございます。

また、横浜小学校の皆さん、短い時間ではありますが、貴重な時間であり、理解ができないところもあろうかと思いますが、しっかり学習をしていただき、小学校生活の中での一つの思い出としていただきたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、9名から10問の質問事項が通告されています。それでは、順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「英語教育における国の動向と現状について」質問願います。
主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 「英語教育における国の動向と現状について」お伺いします。

グローバル社会に生きることとなる子供たちに必要な力については、各方面でたびたび議論になっているところです。

文部科学省はグローバル化に対応した英語教育改革実施計画を発表しています。この計画では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、小・中・高の各段階の英語教育を充実し、子供たちの英語力の向上を目指しています。

具体的には、小学校、中学校から英語の学習を始め、国の今後の動向として、平成32年度には小学校5、6年で現在の外国語活動という形態ではなく、正式な教科として週3時間程度学習すること、また、中学校では授業を英語で行うことを基本とすることなどが盛り込まれています。

将来を担う子供たちの英語教育はとても重要と考えます。坂町では、現在、英語教育をどのように取り組んでいるのか、また、今後の取り組みについてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「英語教育における国の動向と現状について」お答えいたします。

坂町では、平成13年度より英語になれ親しむ学習として、町内3小学校の3年生から6年生の児童を対象として、月1回、総合的な学習の時間に国際理解教育の一環として取り入れました。

平成21年度から小学校1、2年生は月1回、3、4年生は月2回、5、6年生は週1回、年間35単位時間の外国語活動を学習指導要領改訂に向けて取り入れ、平成

24年度から中学生に月1回、英語教諭と外国人指導助手による生きた英会話授業の学習環境を取り入れました。

グローバル化に対応した英語教育改革実施計画が平成25年度に策定され、新たな英語教育のあり方の実現のための体制整備として、小学校における指導体制強化及び外部人材の活用促進、指導用教材の開発に取り組んでいるところでございます。

この計画には、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた日本人としてのアイデンティティーに関する教育の充実のため、日本語や日本文化、日本の歴史、道徳などの教育の推進を目指しております。

今後は新学習指導要領の改訂への移行措置として、小学校の中学年及び高学年の外国語活動には新たに年間15単位時間を加え、高学年は50単位時間の確保、中学年は15単位時間を確保し、外国語活動を実施します。

中学校は授業時数の追加はせず、小学校及び高等学校との接続の観点から、対話的な言語活動を重視し、話すこと、やりとりすることなど、言語の使用場面や言語の働きを適切に取り上げ、言語材料を効果的に関連づけた言語活動を計画的に指導してまいります。

とりわけ今回の御質問と密接な関係のあるアイデンティティーについては、礼節を重んじた教育の推進及び家族愛、郷土愛の醸成は、国際化、グローバル化に対応した教育の推進との関連性等について指導するとともに、坂町で学んだことに誇りを持ち、胸を張って坂町を語り、地域やさまざまな国について学ぶことを通じて文化や考え方の多様性を理解し、多くの人々と協働した新たな価値へつなげていく力を育成したいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 平成29年3月に示された新しい小学校学習指導要領は、平成30、31年度の移行期を経て、平成32年度から全面实施になります。

そこで、今年度、移行期から全面实施に向けて、坂町が独自に取り組んできた英語教育についてお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 坂町独自の国際理解教育については、教育長の答弁にもありましたが、平成13年度より英語になれ親しむ学習として取り組んでおりま

す。

現在の学習指導要領では、5、6年生が年間35単位時間の授業をすることが決められておりますが、坂町においては、小学校1年生から外国語活動や国際理解の授業を取り入れております。授業の充実に向け、外国人の英語助手や日本人の英語助手の配置をして、担任の先生とともに英会話でのやりとりを取り入れた外国語の授業を実施しております。

また、本年度より全小学校で15分の短時間学習を活用した外国語活動も実施しております。外国人の英語助手は外国人活動の授業以外にも給食、大休憩など、児童・生徒と触れ合いの機会を設けております。学校生活の中でやりとりを味わえることのできる空間を設けております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 指導助手の活用で日本人、外国人を起用しているのは坂町独自の手厚い指導方法かなと思います。

次に、文部科学省では小学校の英語教育を進めていますが、実際に指導に当たる小学校の教員は英語を指導した経験がありません。どのように教育をされるのかが課題となります。坂町では小学校で英語が指導できる教員をどのように育成するのかお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 坂町は三つの小学校があって、中学校は1校ですので、同じ学校に皆さん入学してまいります。小学校の外国語活動から中学校へ移行する場合には格差が生じることのないように教育委員会としては配慮しなくてははいけないと考えております。

そのため、研修機会への積極的な参加を促しております。広島県主催の研修では、英語教育推進リーダーを育成したり、坂町主催の外国語研修では、小中学校の英語担当者がグローバルキャンプという坂町独自の企画で、子供たちに英語を体験する、英語の楽しさを味わわせる会のほうを企画しております。その中で教職員が学んだり楽しんだり、子供同士から学んだもの等々をまた校内へ持ち帰り、研修を進めております。

このような研修機会をたくさん持つことによって、小中の英語教育のほうが発達し

ていく方向に向くことを考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 先生に負担感を持たせないような育成が大切だと思います。よろしくをお願いします。

次に、グローバル化が加速される中で、日本人としてのアイデンティティーや日本の文化に対する深い理解や、豊かな語学力でコミュニケーション能力などを身につけ、さまざまな分野で活躍できるグローバルな人材の育成が大切であると指摘されています。坂町としてのグローバル化に対応した英語教育の取り組みについてお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 教育長の答弁にもありましたが、坂町で学ぶことに誇りを持ち、胸を張って坂町を語る、地域やさまざまな国について学ぶことを通じて文化や考え方の多様性を理解するなど、坂町独自に取り組んだ内容といたしましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、グローバルキャンプという企画をしております。こちらのほうの企画ですが、本年度は地域の大学の協力も得て、留学生との異文化の交流の場を広げ、外国語の活用により自分の表現できる機会を持ちました。

また、生涯学習課の事業ではありますが、隔年で実施する町内中学生を対象とした海外研修は、日本のよさに気づき、英語が話したくなると思えるような機会と思っております。

今年度は初めてアメリカから日本へ児童生徒に来ていただき、坂町内でのホームステイの体験、坂町の小中学校とのふれあいを持ちました。中学校ではお茶を飲んだりとか、習字をしたりとかの経験をともにしました。小学校では地域の方とゲートボールを味わいました。そのような企画等々が今後のグローバルに対応した英語教育と考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 今、続いてます海外研修などはすごくよい経験になると思いますから、引き続き、続けてほしいと思います。

次に、小学校での英語教育が実施されることで、中学校での英語科の学びへ円滑につながるように心配されています。町内の小学校から中学校へ英語教育が円滑につな

げるための取り組みについてお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 答弁の中にもありましたが、新たな英語教育の実現のための体制整備ということで、指導体制の強化等々ですが、円滑な接続をされるためには、外国語指導助手の方と担任の先生の授業の打ち合わせがとても大事になってくると考えております。教材開発、準備のための時間確保、そちらのほうも子供たちの授業を展開する上には大事になってくると考えております。

坂町では、現在、県費による学校間連携加配という教員の先生で、小学校3校と中学校を連携して行っております。9年間を見通した教育課程に基づく指導計画も作成し、小中学校の外国語活動等の担当教諭とともに英語活動のほうを進めております。小学校の英語の先生が苦手意識を持たずに授業を進めていけるような場等々を準備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 先ほどの答弁にもありましたが、坂小学校、横浜小学校、小屋浦小学校の能力の差がつかないような、県費をまたいただいて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、来年度からの移行期から、小学校英語の教科化に伴って、英語の授業日数が今年度よりふえることとなりますが、次期学習指導要領への円滑な移行を図るためにはどのようなことが必要とお考えになりますか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 文部科学省からの通知によると、次期学習指導要領は小学校5年、6年は英語の授業教科化とし、授業時数が今の授業時数の2倍になる、3、4年生は外国語活動の前倒しとして授業することを見込んでおります。

来年度からは移行期に入りますが、3年生から6年生まで徐々に授業時間をふやしていく必要があると考えております。

計画的な学習内容の実施と、32年度を見据えた措置としては、予算措置並びに外国語教育の動向を注視した上で、準備等々のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「東京オリンピック・パラリンピッ

クの開催を通じての教育について」質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じての教育について」の件についてお伺いします。

東京オリンピック・パラリンピック開催まで960日となりました。坂町議会はオリンピック招致に対する決議を表明するなど開催に期待し、開催決定時には喜びを共有した気持ちが思い起こされます。

広島県は東京オリンピックメキシコ代表チームの事前合宿招致を行い、周知のとおり、坂町ではビーチバレー競技の事前練習会場としてベイサイドビーチ坂の使用が決定しました。

これにより、坂町民が東京オリンピックをより身近に感じられる機会となることを期待しますが、坂町の将来を担う子供たちが夢や希望が持てるための交流等の計画は考えておられるのでしょうか。

また、東京オリンピックでは3大会ぶりに野球、ソフトボールが復活するなど、新競技として空手、スポーツクライミング、サーフィン、スケートボードが含まれ、大きな話題となりました。

坂町のスポーツの推進には、坂町体育協会、スポーツ推進委員等が尽力されておりますが、オリンピック新競技についても推進や施設整備等を行い、未来に向けた将来への拡充を図ることが必要と考えますが、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「東京オリンピック・パラリンピックの開催を通じての教育について」お答えいたします。

既に御承知のとおり、東京オリンピック・パラリンピックの開催が平成25年9月7日に決定され、日本中が歓喜に包まれたことは記憶に残るところでございます。

この決定を受けて、広島県が中心となってメキシコ合衆国の26の競技の事前合宿を誘致し、本年5月25日に基本協定が締結されました。

坂町におきましては、先般、10月26日から29日にかけて、メキシコオリンピック委員会及びメキシコバレーボール協会の役員が視察に訪れ、来年4月から6月の間で事前合宿を行うことが決定されました。

御質問の、坂町の将来を担う子供たちが夢や希望が持てるための交流等の計画はに

ついてでございますが、まず、練習は原則公開となっておりますので、間近でオリンピックレベルの選手のプレーを見ることができ、将来、ビーチバレーをやりたいと夢を持つ子供たちが出てくることを期待しております。

また、合宿期間中にメキシコの選手による町内の小中学校への訪問等を考えているところでございます。交流につきましては、これから協議していくこととなりますが、オリンピック選手と直接触れ合うことにより、アスリートとしての考え方や経験など、子供たちの中で多くのことを感じとってほしいと考えております。

次に、新競技として取り入れられた空手、スポーツクライミング、サーフィン、スケートボードの推進についてでございますが、現在、坂町のスポーツの推進は、議員御指摘のとおり、坂町体育協会、坂町スポーツ推進委員が中心となって御尽力いただいております。

また、スポーツ少年団や学校の部活動につきましても一生懸命に活動し、オリンピック種目に関わらず、各種目で成果を上げているところでございます。

今回の新競技でありますスポーツクライミング、サーフィン、スケートボードにつきましては、現在、坂町における競技人口やニーズの高まりなどが不透明であり、指導者の確保などの課題がございます。新競技の推進は望ましいことではございますが、まずはこの新競技に対する機運が醸成され、競技人口がふえるとともに、競技団体が坂町体育協会に所属して安定した活動ができることが先決であると考えております。

その後、坂町のスポーツ振興において欠くことのできない競技となれば、改めて議会の皆様に御相談させていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、来年実施される事前合宿が坂町にとって有益なものとなるよう、また、坂町の子供たちにとって将来の夢と希望が持てる交流となるよう全力でサポートしてまいりますので、御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 事前練習の期日は4月から6月の間であるということと、交流については、これから協議をするということはよくわかりました。

その交流のことですが、小中学校の総合的な学習の一環として、事前に地球の反対側であるメキシコ合衆国という国等の知識を身につけた上で、練習時の見学や交流等を行えるようにしてはどうかということと、その中にぜひ保育園も含めていただきたいと思います。交流等の内容が決まっているものがあれば、お知らせ願いたいと思

ます。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

交流の計画につきましては、先日、各小中学校の校長先生のほうに交流のお願いをさせていただいたところでございます。

内容につきましては、これからまた協議をさせていただくということになるんですけども、御指摘のように、メキシコの国等の知識を身につけた上でということがございましたので、当然、事前学習をした上で、質問をするにも、やはりそういったことを学習しておかないとなかなか聞けないと思いますので、そういったお願いもさせていただいた上で、あとは給食を一緒に食べてもらうとか、全校生徒が体育館等に集まって、そういった質問の機会を設けるとかといったようなことでお願いをしていけたらなと考えております。

また、坂町の伝統芸能の団体等にも御協力をいただきながら、そういったものの観覧等についても計画をしていきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） ただいまの答弁の中に保育園のことが入ってなかったようですが、質問が詰まっておりますので、次にそのことも含めて答弁をお願いしたいと思います。

新競技の件なんですけど、答弁にありました町内での競技人口やニーズの高まりを待つのではなく、行政が先行してニュースポーツを広めていく姿勢を示すことが役割でもあると私は考えております。

新競技の中の空手は、現在も坂町体育協会の加盟団体でもあり、活発に活動をされております。私が注目するのは、今、すごく人気となっておりますスポーツクライミングという競技です。その中で、ロープを使用しないものがボルダリングといい、人工壁、クライミングウォールというんですが、着地マットというのを設置すれば、子供から大人まで性別にかかわらず、初心者から上級者までが同じ場所でそれぞれの課題を楽しむことのできるスポーツです。

現在、坂町には横浜若竹保育園に年齢に応じた遊具として設置をしております。このボルダリング施設を坂町内の公共体育施設や学校等に、そのレベルに合ったクライ

ミングウオールを整備し、町民の体力向上や、東京オリンピック・パラリンピックをより身近に楽しめる環境を整えられてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 先ほどの質問で保育園のことでしたが、保育園のほうにもどういった交流ができるかというのをちょっとまた御相談をさせていただいて、何らかの形で参加していただけるようお願いをしていきたいと思います。

2番目の質問でございますが、ボルダリング施設を町内の学校や公共体育施設に整備してはということでございますけれども、まず学校につきましては、遊具としてであれば、今、肋木であるとか、のぼり棒とかいったような類似した遊具もございますが、体育としてということであれば、教員がそれを指導できないといけなくなるというようなまた難しい面もあるというふうに思います。

また、仮に公共体育施設等に整備をしたとしても、ただ据えて使ってくださいというだけでは、最初のうちはやはりやるんですけれども、ちゃんとしたルール等の指導ができる人が確保できてないと、なかなかすぐ飽きてしまうようなこともあるんじゃないかというふうに思います。

また、こういったものを競技としてやるから、また向上心も出てきたり、やっていて楽しいなという面も意味合いとしてはあろうかなと思うんですけれども、やはり答弁にもございましたように、推進していくことはすごく望ましいことだとは感じておりますが、そういった設備ありきではなくて、やはり機運が高まることとか、指導者がちゃんと確保できることというのは重要になってくるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 今の答弁に機運とか、いろいろ飽きるんじゃないかとかの答弁がありましたけど、過去にもペタンクやグラウンドゴルフなどのニュースポーツがスポーツ推進委員によって推進されてきました。それらの競技も最初は競技人口が少ない状態から広め、現在は皆さん御存じのとおり、老若男女を問わず楽しめるスポーツに発展しております。

そのことを考えても、まずは講習会を開催し、スポーツ推進委員に普及していただきたいと考えます。そのことには、やはりどこかに設置するということが必要ではな

いかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、スポーツ推進委員の皆様には、これまでもいろんなスポーツの普及に対して御尽力をいただいております。御指摘のように、ペタンク、グラウンドゴルフにつきましては、現在、誰もが楽しめるようなスポーツということで楽しんでいただいております。

現在では、スナッグゴルフであるとか、カローリングであるとか、こういった子供たちでも楽しめるようなスポーツの普及も、今現在、スポーツ推進委員さんにはお願いしてやっていただいております。

また新たに、毎月、ベイサイドビーチ坂のほうで、これは町内の団体ではないんですけれども、ビーチテニスなどの講習みたいなのもやっております。また今後、そういったところにも参加をしていただいて、スポーツ推進委員のほうで町内で指導できるかどうかというようなことも、今から参加してみたいとお願いした上で競技をしていただくというようなことも考えておるところでございます。

ですから、こちらのボルダリングにつきましても、行くとすれば、現時点では町外の施設を利用してということにはなろうかと思っておりますけれども、そういったことはスポーツ推進委員さんのほうにもちょっと提案をさせていただきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） ぜひ講習をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今、ビーチテニスですか、そういうものを講習をされてるというような答弁がありました。この教育長の答弁の中に、ビーチバレーの練習は公開されるとありました。将来、ビーチバレーをやりたいと夢を持つ子供たちが出てくることを期待するとありますが、現在、坂町にビーチバレー教室、あるいはそれを推進をしているのでしょうか。今後、推進のための計画等あれば、お願ひします。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 現在、スポーツ少年団ではインドアのバレーボール等はございます。あと、体育協会の中にはビーチボールバレーのクラブはございますけれども、実際にビーチで行うビーチバレーボールの団体については、坂町の中では現時

点ではありません。

講習といいますか、そういったものにつきましては、年に1回、ビーチフェスタというのがベイサイドビーチで開催をされますけども、そこで一応スポーツ少年団のバレーボール部であるとか、坂中学校のバレーボール部等には参加をお願いをして、ただ、試合等が重なってれば、ちょっと出れないこともあるんですけども、そういったところをお願いして参加をしていただくようにはしております。

なかなかビーチバレーボールというのは、2人で砂浜でやるのが主なルールでございますけども、現時点では坂町の中にはないんですけども、いろんな県のビーチバレーボール連盟のほうの大会も、ベイサイドビーチ坂で開催されるようになってきておりますので、そういったまず講習会等が必要になってこようかと思うので、また今回の合宿に伴って、ビーチバレーボール連盟のほうとの連携もかなりとっていきようになりますので、そういったところとまた相談をしながら、普及について鋭意進めていくようなことはしていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） このビーチバレーもせっかくそういうふうにご子供たちも交流する、見学する、そういうことですので、ぜひ、先のこと、人数が集まらないのではないかと、どうじゃないかということも考えずに、チャレンジ精神でもって、いろいろなことを坂町の子供たちや坂町民に、こんなこともあるんよ、こんなこともあるんよと、先ほど言いましたけど、先行する形でどんどんやっていくことが、私はすごく大事だと思います。

この質問が5問目で最後になりますので、先に伝えておきます。

私自身、スポーツに携わる者として、今回の事前合宿が、多くの町民などが見学や交流ができることで有益なものとなるように願っております。

5問目の質問に移りたいと思います。

語りたことはすごくあるんですけど、質問が5問ですので、これが最後なので、きょう、ボルダリングということ、施設の整備ということをちょっとお尋ねしましたので、この整備ということに対して、最後、質問させていただきます。

整備することによって、一つでもいいんです。でも、本来なら、私、若竹保育園にそういうものがあるのに、小学校にはそういう施設がないというのはどうしてかなと

いうふうなことを思うんです。保育園のときはそういうものに携わっていた。でも小学校になると違う運動になってくるというのもわかります。でもそういう施設、今、東京オリンピックに、実際、それが取り入れられたスポーツであるのにもかかわらず、そういうものをちょっと欲しいなというので、現存しているスポーツに親しめない子供たちも、スポーツに親しみ、夢をかなえる可能性を見出せるのではないかということをおもっています。そしてスポーツに対する選択肢の拡大にもつながるのではないかと思っておりますが、いま一度、答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 議員のおっしゃられるように、新しいものに取り組むことによって新たな可能性が見出せるのではないかということについては、私もそれはあろうかと思えます。ただ、ボルダリング、スポーツクライミング等につきましても、オリンピックの種目に選ばれるくらいでございますので、徐々には盛り上がりを見せてきているというのは私も承知しているところでございます。

ただ、現時点で総合的に考えたときに、こういった費用対効果があるのかということを考えてみると、やはり設備投資することになると、皆さんの税金を投資してやるということになりますので、そういったことを考えると、やっぱり見切り発車をするというのはすごくリスクが高いなということも考えの中にございます。

また、それよりはボルダリングに特化するのではなくて、現存するたくさんのスポーツの中で支援ができればよいのではないかというようなことをございます。

スポーツに対してはいろんなかかわり方が総合的に考えてあるなというふうに思っているんですけども、もちろん自分がやるのもスポーツではございますが、見て応援するのも、裏方として支えるのも同じスポーツに参加をしているというふうに私ども捉えておりますので、現存のものではないからできないとか、町内に設備がないからできないとかいうのではなくて、いろんなことにチャレンジをしていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「町内各小学校児童の安全・安心な通学路の確保について」質問願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「町内各小学校児童の安全・安心な通学路の確保について」

お伺いいたします。

全国的に通学路を歩行中の児童の列に車が突っ込む痛ましい交通事故がたびたび報道されています。町内各小学校においても、危険の少ない場所を通学路に定められているとは思いますが、中でも多数の児童が通学する平成ヶ浜地区から横浜小学校への通学路の一部が気になります。平成ヶ浜から坂郵便局までは歩道が確保され、比較的安全な通学路となっていますが、そこから先の横浜若竹保育園から海岸に出るまでの道路は非常に狭隘で、歩道も確保されておらず、車両の往来も激しく、交通弱者である児童などが事故に巻き込まれる危険性が非常に高い状況です。

そこで、安全・安心な通学路、歩道の確保を図るため、以下3点を関係当局に伺います。

1、通学路にドライバーからよく見えるように通学路表示板を設置してはどうか。

2、横浜若竹保育園から海岸に出るまでの狭隘な道路に歩道を確保し、ガードパイプ（手すり兼用）を設け、安全確保を図ったらいかがでしょうか。

3、登下校の時間帯などに、狭隘な通学路及び横断歩道へ児童の安全な通学を見守り教導する人員を配置できないでしょうか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内各小学校児童の安全・安心な通学路の確保について」お答えをいたします。

通学中における児童の相次ぐ事故を受け、道路管理者としては、子供たちの登下校時の安全・安心確保のため、坂町通学路交通安全プログラムにより、国道31号歩道、県道坂小屋浦線、坂東環状線を交通安全に関する道路整備及び学校が指定する通学路等の交通安全対策施設の設置に取り組んでおります。

また、町内各小学校はPTA保護者と子供の安全を考えた道路を通学路として指定をし、登下校時に利用をいたしております。

議員御指摘の横浜小学校区の通学路となっている町道地蔵土手線は、横浜地区及び坂地区を接続する主要道路として多くの車が通行をいたしており、ここを集団下校時には、横浜若竹保育園から80メートル区間の歩道が整備されていない幅員4.5メートルの道路を平成ヶ浜地区の児童169名が下校しているのが現状でございます。

御質問1点目の、通学路にドライバーがよく見えるように通学路標識を設置してはどうかについてでございますが、現在、80メートル区間の電柱へ4枚の通学路標識を設置をしておりますが、教育委員会とも連携をし、必要な箇所に追加をしてまいります。

御質問2点目の、横浜若竹保育園から海岸に出るまでの狭隘な道路に歩道を確保し、ガードパイプ（手すり兼用）を設け、安全確保を図ったらどうかについてでございますが、横浜若竹保育園から海岸までの道路幅員は4.5メートルしかないことから、構造物設置による車両と歩行者の分離は困難と考えますが、議員御指摘のとおり、交通量が多い狭隘な道路を下校時に利用している状況は課題として認識をいたしており、路肩のカラー舗装化による歩行者通行帯の設置や児童の下校の際の経路の変更、通行方法の指導など、必要な対策について教育委員会とも連携をし、検討してまいります。

御質問3点目の、登下校の時間帯などに、狭隘な通学路及び横断歩道への児童の安全通学を見守り指導する人員を配置できないかについてでございますが、現在、議員御指摘の箇所付近では、交通指導員、教員、また、地域の方々が定期的に登下校時の交通安全対策、防犯対策として見守りを行っていただいているところでございます。

今後も、引き続き、危険が予測される通学路へは、学校や警察及び交通安全協会など関係機関と連携をし、安全・安心のための道路環境整備への取り組みを推進してまいります。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） ガードパイプ等の構造物による車両と歩行者の分離は困難とのことですが、車道と通学路歩道の境界線に路肩のカラー舗装及びゼブラゾーンを設けて安全確保を図ってはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 答弁にもございますように、教育委員会とも連携しまして、そういった道路の路肩へのカラー舗装化、これらは自動車等へ人が歩くという啓蒙にもなると思いますので、そういったものを設置するのを協議し、検討していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） ということは、いわゆるカラーの舗装化とかいうのは可能で

ございますね。

次に、登下校の通学路が異なっているようですが、いろいろあると思われませんが、その主な理由をお聞かせください。

それと、下校時も登校時の通学路で車の危険が少ないと思われます。下校時は町道土手線の一番狭隘な道路をたしか下校されていると思いますが、その辺のところをよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 小中学校において登校時と下校時の道が違うということの現状は実際はあります。帰りに留守家庭に行かれる子供さんもいらっしゃいますし、保護者の迎えの方もいらっしゃるんですけども、安全というところを考えた上で、道路の状況はどうかとか、あと人通りがどうかとか、いろんな観点を踏まえ、小学校におきましては、特に横浜小学校におきましては、保護者と連携をしながら、通学路の確認をしながら通学路を決めているんですが、実際、今回の横浜小学校の地点を、教育委員会といたしましても現地のほうを見させていただきました。実際、多くの子供たちが下校時に通っているんですけども、雨の日とかは傘もあり、子供たち、とても狭い中を通っている現状も見させていただきました、車の往来もかなりあるということも把握させていただきました。

保育所の前に車のとまるラインがあるんですけども、通学路ということを知っておられる方もいるようで、かなり車の方も気にかけていただいて、とまっている現状はありますが、とても安全という状況ではないと教育委員会といたしましては感じました。それを学校長のほうにどんな状況なのかということをお知らせし、今、校長が確認をしていただいて、またPTAの方とも協議をしていただき、通学路についての変更等々を前向きに考えているところでございます。

いろんな手続等々を教育委員会のほうにも通学路の基準に基づき届け出等々がありますので、そちらのほうの所定の手続等々を踏まえ、前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） したがって、通学路が、特に登校時に狭い路地裏のような寂しいところも一部あります。それで通学路に児童の安全を見守るために防犯カメラを

設置されたいかががでしょうか。犯罪の抑止力にもつながると思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

狭い道路等通学路となっているところに防犯カメラをとというお話ですが、ことし9月補正予算で防犯カメラの設置を主要道路、公園等につけさせていただいたところがございます。あくまでも防犯カメラは犯罪の捜査に役立つという観点から、また、犯罪抑止力ということもありますが、議員おっしゃった狭い道路全てに防犯カメラを設置するという方法もありますが、常日ごろから交通指導員、また、保護者の方が地域に立っておられる通学時には立っておられるという、人の目があるというのも、そういう犯罪者等に日ごろから知らせるということで犯罪の抑止力をと考えておりますので、狭い道路に防犯カメラをつけるというのは、今のところはちょっと考えておりませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 今のところ予定がないということですが、何とかぜひ設置をお願いしたいと思います。

次に、町内全校通学路の総点検を義務づけ、月一、二回でよろしいかと思いますが、実施し、危険が予測される通学路については、行政及び関係当局と対策を検討し、整備され、安全・安心を確保されてはいかががでしょうか。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員言われる通学路等の全体的な安全・安心の点検ということでございますが、現在、答弁にもありますように、交通安全プログラムによりまして、年1回、これは交通安全対策協議会という中で、各関係機関、小学校等も含めた、警察、道路管理者集まった協議会でございます。この中で、学校等の要望に基づき、そういった安全関係要望等を整備しておるところでございまして、交通安全プログラムと申しますのは、24年に起こりました登下校中のああいっただ事故に伴い、通学時に起こる危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して、緊急的な合同点検を行いました。この点検を今後も継続していくために、25年度に文部科学省、国土交通省、警察庁等がこの通学路の安全確保に向けた取り組みの基本方針の策定ということで、交通安全プログラムが立てられ、毎年、これを協議会の中

で関係機関と協議し、安全な通学となるよう、現在、進めているところでございます。

答弁の中にありました国道31号線の歩道及び県道坂小屋浦線の歩道整備、また、坂環状線、これらは小学校へ向けての通学路から車をこの環状線へ向けて迂回させ、通学路の安全を図るといような位置づけのもとに交通安全プログラムとして対策を位置づけて鋭意進めておりますし、また、転落防止とかそういうガードパイプもそういった要望に基づき、これまで小森川線の転落防止柵とか、通学路に対してのそういった安全策も順次整備しているところでございます。

これらは、毎年、継続的にそういった点検をしつつ、安全な方向に通学路を確保するというので進めておるところでございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時10分とさせていただきます。

（休憩 午前10時59分）

（再開 午前11時12分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「町内小・中学校のいじめの実態を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「町内小・中学校のいじめの実態を聞く」について質問をいたします。

文部科学省は全国の小・中・高などで平成28年度に認知したいじめの件数が32万3,808件と発表しました。いじめの認知件数は、中学校で7万1,309件、前年度比1万8,007件増、中でも小学校のいじめ件数は23万7,921件、前年度比8万6,229件増と大幅に急増いたしました。

いじめ防止基本方針が示されたにも関わらず、いじめを1件も認知していない学校が全体の約32%に上り、実際にはもっと件数がある可能性があると考えられる。

町内4校の実態を町当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「町内小・中学校のいじめの実態を聞く」の件についてお答えいたします。

文部科学省がまとめた平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果の速報値のうち、いじめ認知件数が過去最多になったことが公表されました。

児童生徒の感じる被害者性に着目した認知を新たに加え、積極的に把握しようとする国の姿勢が反映されたことが認知件数の増加につながったものではないかと考えております。

平成25年にいじめ防止対策推進法が公布され、その後、文部科学省が公表したいじめ防止対策基本方針にいじめ防止対策に関する基本理念や対応等について具体的な方針が示されました。

これらを受け、本町では坂町いじめ防止等のための基本方針を策定するとともに、坂町の教育を考える会において、各小中学校のいじめ防止等委員会の取り組み状況などの報告から、児童生徒が安心して生活し、学ぶことのできる環境等について協議を行っております。

坂町教育委員会では、全ての小中学校から生徒指導上の諸問題等集計表により、暴力行為、いじめ、不登校の実態を毎月把握し、さらにいじめについてはいじめアンケートを年3回、全ての小中学校で実施するとともに、全ての児童生徒を対象に個人面談を行い、きめ細かな状況を把握しているところでございます。

平成28年度においては、小学校2件、中学校3件をいじめとして認知し、全て解決済みの報告を、また、平成29年度10月現在、中学校のみで7件のいじめを認知し、全て解決済みであるとの報告を受けているところでございます。

特にいじめを早期に発見することは極めて重要であり、いじめとして疑わしい軽微な行為や単発的に思える行為であっても、いじめの関連性を学校が組織として把握し、迅速な対応、悪化の防止、真の解決に結びつける適切な対応が必要であると考えております。

いじめ問題は、どの子にも、どの学校にも起こり得る問題として受けとめ、いじめの未然防止に努めるとともに、学校・家庭・地域、そして坂町教育委員会が相互に報告・連絡・相談・確認を密にし、きめ細かな状況把握と指導の徹底を図ってまいります。

御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 今、教育長から聞くと、坂はすばらしい学校がそろっとるようでございます。しかし、まずいじめの根源の一つである中学校、小学校の長期欠席、それから不登校の現状をちょっと聞かせてもらいたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） お答えします。

小学校においては、11月現在で長期欠席に当たるのは4名で、そのうち不登校は2名です。

中学校におきましては、長期欠席は9名で、不登校に該当する子は4名です。

長期欠席とか不登校には、決まりというか、定義がございまして、長期欠席の中には、不登校、病気、家庭の事情、その他というように区分されております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 確かに、今、お聞きしたら、そういう事情もあります。確かに、今、実質的には、広島県下においても、この26年度のいじめにしてみたら、まず1.9倍ふえとるんですね、県下で。そして、だから1.9倍ということは1,509件、これだけふえとるんですよ。これが今の現状。

それで、この中でやはりまず我が坂町でも考えにゃいけんことは、表に出てない。私がこれを出したのも、表に出てないのがいっぱいあるんですよ。

それで、子供というのは何があるかいうたら、まず5人集まれば、大体いじめじゃないんじゃないけど、いじわるとか、さくれとか、それが高じてけんかになったりする。昔で言えば、トップがおって、親分がおって、強い子がおって分けよったんじゃないけど、今はそれがありませんよ。だからその辺を考えにゃいけん時代が来とります。そういう状態があるんです。

まず、2問目を言います。

まず、この中で、今、教育長言うんだけど、学校と教育委員会、要するに校長ですね、教育委員会の中で日数関係ないのはよくわかりますが、どうもこの中で、今、話題の付度とか、要するに隠蔽工作はないのか、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 付度であるとか隠蔽であるとかというのは、決してそういったことはございません。先に述べさせていただいております。

我々はやはり子供たちを中心に、子供たちがどうすれば、やはり自己実現していくかと、安全・安心な学校が図っていけるかということを常に優先して、学校と密な連携を図りながら対応しているところでございます。

やはり議員さん言われるように、生徒指導上の諸問題の数字だけを見ると、上下があって非常に心配されるというところも十分私ども理解できるわけでございますけども、やはり本町といたしましては、その数値のカウント自体は、これは全国各都道府県の悉皆の調査でございますので、定義に忠実に照らし合わせて1件のカウントということで調査には協力しているところでございます。

しかしながら、学校から上がってくるカウントについては、やはりその定義に当てはまらないものも上げるように指導しております。その中で、やはり1件1件を丁寧に中身の報告を受け、あるいは相談しながら、それぞれのケースに関わって、教育委員会とともに学校でそれぞれの事案について対応しているところでございますので、そのあたりで御理解いただけたらと思います。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 確かに、本当、坂町はようやってもらってます。ですが、まだ一つ聞きたいのは、保護者から、やはり今ある中で我々の話は入っとるんですよ。ですから、やはり私は今までの僕の子供のときと一緒に、その辺をうまく話をしよるんじゃないけど、やはりいじめいうのは1人じゃできん。二人、どうしても相手がおるんですね。それから、今度、相手がおる場合もあるし、集団の場合は、先ほど言ったように、5人おれば1人がちょっと弱かったら、それに対するほかの子供、いじめじゃないんですよ。さくれでやるんじゃないけど、その子が家へ帰ったら、やっぱり嫌じゃない。それでも不登校が余らないというのは、それは確かにええことかもしれん。

それからもう一つ言わにゃいけんところは、今、坂町はどうか知らんけど、やはり全国的にしても、4分の1という児童が、今、データ出したらまた教育長言うかもしれんけど、データでやはり朝御飯は食べんとか、要するに、生活の困難な方々がやはりおられるんですよ。そしたら、その辺も見てやって、今度は給食も多分なるかもわからん。そういう面から見たら、やはりせにゃいけん。もうちょっと目をかけてやってくれにゃいけんのじゃけど、まず聞きたいのは、保護者のほうから法律的な相談、要

望とかいうのは一度も入っとらんか、その辺を聞かせてみてください、いじめに対する。

○議長（川本英輔議員） 河本教育次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

いじめについては、児童生徒に対するいじめアンケートというて、先ほど答弁でも述べましたが、保護者に対してもアンケートは実施させていただいております。子供ではなかなか、先ほどからかいとかいろいろあるということですが、からかわれた子供がどう受け取るか、それが心に傷を持つということであれば、それはいじめという認知の仕方をとらせていただいております。とにかく家庭と地域と、例えば通学路での分を見たとか、当然学校もですが、あらゆるところでアンテナを張って、少しでも子供の様子を実際見てもらって報告をしていただく。当然、保護者からは、うちの子がいじめられとるんじゃないというアンケート等もございます。それらも実際に子供同士とか家庭と保護者と話したりとか、個別面談なんかを実施しながら丁寧にひも解いていって、これは単なる子供の遊びでしたよという分とか、子供同士、ちょっとけんかしたら和解をさすとか、そういうふうに、絶対にいじめはあると、先ほども表面化してないというのがありましたけど、あるもんだという意識で教育委員会も学校も意識を持って丁寧に対応していくという方針で進んでおります。よろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 私は中身を探し出していうわけじゃないんです。私はやっぱり町民から情報が入るし、その中であるから、要するにないほうがいいんですよ。ですが全くないのも悪いよね。どうしてかいうたら、子供いうのは、さっきも言ったように、けんかもあればわいわいする。それを表立たずにうまく調整して、けさ、けんかすれば、昼には終わって、おいいうて、昔からけんかするほど仲がいい言われるんですから、その辺の把握を、それから全部隠せとは言わん。でも余りにも小さいものまで表へ出すことも、これはちょっと学校教育課にしても、教育長にしても、その辺をうまく網羅しながら、児童の父兄とPTA、それから行政も一緒になって、一つ一つの問題は、小さい問題はいいですから、その辺だけ、全部表に出すことはせずに、ひとつその辺のやり方を一遍お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 全てを表に出すということは、当然、我々も今までもしておりません。やはり子供たちの気持ちであるとか、保護者の願いであるとかいうものを優先しながら、やはりいろんなことに配慮した対応というものは必要になると思います。

実際には、そういったいじめ、あるいは不登校、暴力行為等も含めて、子供たちの大切な守るべき守秘義務がございますので、そのあたりはやはり公にしていいものと悪いものというものはきちっと区別した中で判断していつているというような、現在もそういう状況でございます。

やっぱり子供たちのいじめがなかなか見つけにくいといういろんな背景がございます。そこら子供たちの本当に小さなサインを我々がどういうふうに見ていくか、あるいは子供たちが安心して学校の先生なり、あるいは保護者なりに、いじめられていることをきちっと相談できるような、正義が通るような学校運営なり、あるいは地域なり、つくってきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 7番 柚木 喬議員から「特定空家等の進捗を聞く」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「特定空家等の進捗を聞く」の件で質問いたします。

空き家について、現状においては、活用は前向きに進んでいると思われませんが、特定空家の対策は、今後、どのように進めていくのかを伺います。

平成28年6月の定例会では、特定空家等と思われる建物が18件あり、うち所有者確定が15件で、文書による適切な管理を要請しているとの答弁があり、その判定については判定基準により判定し、坂町空家等対策協議会に諮り認定を行うとしておられます。措置についても協議するとしておられます。

1番目に、判定はどこまで進んでいるのか。認定する協議会の動き、今後の活動予定はどうか。

2点目、解体費の一部助成など対策費の今後の対応はどのように考えておられるのか。

3点目、除去後の跡地利用の固定資産税等の町独自の対策はどのように考えられているのかということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「特定空家等の進捗を聞く」の件についてお答えをいたします。

近年、全国的に空き家の増加が社会問題となっておりますが、空き家が適切に管理されない場合、火災の危険性や倒壊のおそれなど、安全性の低下や公衆衛生の悪化、また、景観の阻害など、多岐にわたる問題が生じており、今後、空き家が増加すれば、これらの問題が一層深刻化することが懸念をされております。

こうした状況を踏まえ、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。

本町といたしましても、町民の生命、身体及び財産を保護し、安全かつ安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、まちづくり活動の活性化を図ることを目的として坂町空家等対策計画を策定をし、本計画に基づき取り組みを実施をしているところでございます。

御質問1点目の、判定はどこまで進んでいるのか、認定する協議会の動き、今後の活動予定はどうかにつきまして、本町では空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画の作成及び空家等対策の実施に関する協議機関として条例を制定をし、平成27年12月に坂町空家等対策協議会を設置をいたしました。

本協議会は、これまでに平成27年12月、平成28年2月、平成28年3月、平成28年7月の計4回開催をいたしており、このうち平成28年3月には坂町空家等対策計画の策定に関して御協議をいただき、また、平成28年7月には坂町空家等対策計画の特定空家等判断基準に基づき、16件の空家等が特定空家として認定をされました。

特定空家認定後の措置といたしましては、外国籍の所有者1件を除く15件の所有者に対して必要な措置をとるよう助言指導書を送付をし、そのうち2件が除却をされ、また、もう1件が町道に面した壁の修繕が行われるなどの改善がなされている状況でございます。

今後の予定といたしましては、引き続き、特定空家の所有者に対する助言指導を行っていくとともに、改善されない場合には勧告や命令を行い、それでも改善措置がとられない場合には、行政代執行も視野に入れて検討・調整を進めていくよう考えております。

また、坂町空家等対策計画の変更を要する場合、または新たに特定空家として認定する必要が生じた場合、協議会を開催をし、御協議いただくことといたしております。

御質問2点目の、解体費の一部助成など対策費の今後の対応はどのように考えているのかにつきまして、本町といたしましては、特定空家等の除去、修繕、その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずることは、一義的に所有者または管理者に責任があるものと認識をいたしております。

なお、定住促進策の一つとして昨年5月より空家改修等支援事業を開始し、空き家を除去した敷地内に居住を目的とする新たな建物が建築され、入居が確認できた場合、空き家除去費用の2分の1に相当する額を、30万円を限度とし補助することといたしております。

御質問3点目の、除却後の跡地利用の固定資産税等の町独自対策はにつきまして、全国的に空き家の解体が進まない状況にあることから、平成28年度に地方税法等の改正により、特定空家と認定し、勧告した時点で、土地の軽減措置から対象外となりました。

税負担の増加対策として、除去後の固定資産税の減免について、要綱や条例に定めて実施している自治体はまれにありますが、本町といたしましては、税の公平性の観点から、今のところ減免することは考えておりません。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 坂町の空家等対策計画をつくられてまして、そこの中に権限として対策協議会をつくったわけですよね。これは、今、答弁にあったんですが、問題がなかったら開かんのか、定期的に行われるんかどうかいのを、ちょっとその文面には全然書いてないんで伺うんですが、同時に、28年度は3回、29年度はまだ開かれてないんですよね。だから問題がないから開かれてないんかどうか、その辺の対策協議会のルールいのをちょっとお示し願いたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

坂町空家等対策協議会の、先ほど町長の答弁にもございましたが、坂町ではこの条例を制定しておりまして、この条例の中に、空家対策協議会の所掌事務ということで、協議会は空家等対策計画の作成及びその変更、また、特定空家を指定する際に御協議

いただく協議会ということで協議会を設置しておるものでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ということは、29年度は今まで開催されてないんですが、例えばそういうふうな協議会に定義する必要があるんじゃないかと私も思ってるんですけど、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、空家対策計画の変更を要する場合と、新たに特定空家を指定する必要がある場合に協議会に諮って御審議をいただくということですから、今の時点で計画の変更はございませんし、特定空家に新たに追加する必要があるという状況ではないということで、今年度、空家対策協議会を開催してないという状況でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと一部措置ということの、いわゆる事務的なものをちょっと伺うんですが、先ほど15件の件がちょっとありましたね。この判定作業はたしか得点表でいろいろとやって、それを協議会に認定を受けるというようなことの多分流れじゃないかと思うんですけど、この全て15件については判定作業が終わって、協議会にも認定として了解を得て、例えばあとは措置というのは行政措置ですけども、あっちのほうに進むというようなことになってるかどうかというのがちょっとこの答弁の中ではわからんもんですから、その辺をちょっとお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） この件につきましても、先ほどの町長の答弁にもございましたが、昨年28年7月に策定いたしました坂町空家等対策計画の特定空家等判断基準に基づいて、昨年、16件の特定空家を指定をしております、この16件に対して、今まで15件の所有者に対して必要な措置をとるよう助言指導書を送付し、そのうちの2件が除却をされ、また、もう1件が除却には至っておりませんが、町道に面した側の損傷の激しい部分の修繕がなされている状況ということでございまして、冒頭申しましたとおり、指導助言書を、今、送付をさせていただいております、今後、この3棟以外の空き家の除却なり改善を進めていただけるよう、我々担当としては早急に特定空家が解消されるよう取り組んでいきたいというふうに考えてお

ります。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 次に、ちょっと解体費の一部助成ということで伺うんですが、補助がないと、今までほっておいた特定空家を取り壊す家主はいないと思うのが単純な意見なんです、それは税務の関係もいろいろとあるかと思うんですが、ちょっとここに県内自治体が空き家の補助金ということで流れをちょっと私流に言いますと、空家改修補助というのは、増築とかなんかというようなことがあるんですけども、そういうのは多くの自治体で実施されているんです。撤去支援補助というの、いわゆる撤去するために何ぼか出すよというようなものがあるんです。私の知るところは、県内9自治体が既に撤去補助を出していて、例えばあるところは30万円とかいうぐらいのレベルで、比較的撤去費用の一部、上限を決めながら、30万円ぐらいが多いような感じがするんです。この30万円は意外と一部助成として出せば、私はどうなんかなと思う感じがあるんですが、その辺はどんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

例えば空き家であっても、当然、個人の資産でございますので、基本的には所有者、あるいは管理者が適切に管理いただくのが大原則であると考えております。そこへ公費を投入して、一部を助成して、その部分を推し進めるかどうかという御意見ではございますが、当町ではそういう視点ではなくて、定住を促進するという観点から、この空き家を解体をして、そこにまた新たな方が住まれる場合に限って、空き家の解体費について30万円を限度として助成をしておる現状がございます。

やはり空き家といえども、基本的には個人の方が適正に管理をいただく、あるいはそういった除去も個人の方でやっていくのが原則と考えておりますが、定住の促進の観点から助成をしているというのが当町の現状でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 前から一義的に所有者、または管理者に責任があるというのは基本原則で何回も聞いたんですけども、その上に来るのがこういう施策なんで、ちょっと都市計画をする上で、こういうような特定空家はやっぱりどんどん解決していかなきゃ、次のステップができんと思うんです。

それと4点目、あと施策として、除去した後の固定資産税の減免というようなことで、

そこで、坂町における地域福祉計画策定の実施状況及び今後の取り組みについて、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地域福祉計画の策定について」お答えをいたします。

地域福祉計画は、市町村行政を運営する中では、長期総合計画の下位計画として、また、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけられており、策定は任意とされております。

一方、高齢者、障害者、子ども・子育てといった福祉に関する個別計画は、それぞれの異なる根拠法に基づき、民生課では子ども・子育て支援事業計画、障害者計画及び障害福祉計画などが、また、保険健康課では、健康増進計画・食育推進計画である健康さか21、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画などがございます。

それぞれの計画は、坂町長期総合計画に基づいて、アンケートによる個別のニーズ調査や町内各種団体の代表者の参画を得ながら、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に配慮し、行政施策だけでは行き届かない部分を、地域住民全てで支える福祉計画となるよう協議を重ねて策定をいたしております。

議員御指摘の地域福祉計画につきましては、平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により、策定が任意から努力義務に変わることとなりました。

また、この法改正にあわせ、厚生労働省は地域共生社会の実現に向けて地域福祉計画の指針の策定及びガイドラインの改定を行うとされており、これらの動向を踏まえ、当町の計画を策定することといたしております。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 障害者の計画ですとか子供に関する計画、町民の健康に関する計画、高齢者の分野ということで、各分野においてきめ細かい計画がつけられているというところが非常にありがたいところだと思っております。

一方で、地域福祉計画ですが、これは、これらの各計画を縦割りですべて実行していくのではなく、横断的な横のつながりをもって、それぞれが連携をしながら、もっと広い視点でそれぞれをより効果的に機能的に進めていくための計画であるという特徴もあります。

これが、御存じのように、ガイドラインについても、まだまだこれから加筆したり

修正したりする場合がありますよという未定稿という状況ではありますが、厚生労働省のほうから出されている状況もあります。この正式な決定稿ではなく、未定稿の段階で厚生労働省が出してくるというところで、そういうことを考えても決定稿が出るのを待つのではなく、ハツツしていきながら地域福祉計画という総合的な視点を持った計画をつくっていくということも必要なのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えいたします。

議員が御指摘のとおり、未定稿の中でもしていくということは必要だと考えております。しかしながら、今現在、計画を障害者計画、障害福祉計画と、保険健康課のほうで健康増進計画等の四つの、合わせて六つの計画をつくっている段階でございます。その中にはそれぞれの法令に基づいてつくっていることであり、この福祉計画に基づいた計画という形で、国が示している指針がそれぞればらばらではなく、それぞれ同じような指針に基づいてつくっているという状況がございます。

また、今後の地域福祉計画策定に向けて、2課が連携をして、今回のそれぞれの福祉計画に合わせて今後の地域福祉計画を見据えた段階でのそれぞれの計画をつくっていきたいと思います。

御理解ください。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） これから連携をして、今後のことを見据えてやっていくというところで非常に心強いと思えました。

そこで、その連携をとるという状況であれば、地域福祉計画そのものを策定していくに当たって、地域福祉計画策定委員会というものを設置して、地域福祉計画をこうしよう、ああしようというような話し合いをしていくことになろうかと思われま。

この委員会は、地域住民と学識経験者、福祉保健医療関係者と民生委員・児童委員、市町村の職員等が参加するというふうにあります。具体的には、この委員会をいつごろ設置する御予定であるかお願いします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） いつごろつくるかという形になりますと、今のところ未定になっております。

その理由といたしましては、坂町では、先ほど町長の答弁にもありましたが、長期総合計画の策定が平成32年、この今回の地域福祉計画の策定期限が平成32年という形で、同じときの開始という形を見据えて、今後、地域福祉計画についての流れをつくっていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） では、委員会の設置の時期はまだ未定だということでもわかりました。

そこで、地域住民のニーズをどのように把握されているのかということについてお伺いします。

先ほど答弁をしていただきましたように、アンケートによる個別のニーズ調査ですとか、町内各種団体の代表者の参画を得ながら細かいニーズの収集をされているというところで、すごく細やかな対応をしていただいているなと思えました。

思う限りで、この福祉の分野で特にお伺いしたいのですが、身体障害者と知的障害者は当事者団体ですとか、あと親の会というものがあると思うのですが、最近、よく耳にします発達障害、これも子供も踏まえてやはり親の会というところがあるかと思えます。

一方で、統合失調症などを主とした精神障害の分野についてです。自殺対策の観点からも、非常にいろんな分野で精神障害というものが共通した課題をそれぞれに抱えていることと思えますが、この精神障害の分野について当事者の方ですとか、あるいはその御家族の方からの意見のヒアリングの方法などについては、どのような方策を考えていらっしゃるかお願いします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 議員御指摘のように、今、自立支援協議会で、発達障害に関しては親の会という形で入っていただいて、御意見をいただいています。

精神障害に関しましては、まだ団体がない関係で、代表者の方はいらっしゃらないんですが、それを請け負ってらっしゃいますパレアモアの所長さんに委員会に入っていて、今の状況とか坂町の状況、あわせて皆さんが抱えている問題等の提言をいただいている状況でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） パレアモア、広島県立総合精神保健福祉センターということ

で、広島県の精神障害や福祉についてさまざまなことをされている統括的なところに入っただけということ、非常に坂町としても町民としても心強いところだと思います。

それでは、この委員会ですが、原則として委員会は公開として、進捗状況も適宜公表するというふうになっているかと思いますが、そういう公表の体制とか、進捗状況、例えばホームページで公開するとか、こういうふうに策定中ですよとかいうようなことが、誰から見てもわかりやすいような状況が整備できれば、今、そういう地域福祉計画というものがあって、今、こういうふうに進んでいるんなど。実は、高齢者の分野だけを気にしてたけど、福祉って児童の分野ともつながってたんだとか、そういったことがいろんな方が気づきやすい仕組みができるのではないかと思います。

そこで、ぜひ進捗状況ですとか、そういったところを、委員会が設置されたら公開する方向で検討していただきたいと思うのですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えいたします。

議員が御指摘のことはごもっともなことだと思っております。ただ、今、障害の関係のものを公開という形が原則になっておりますが、実際には公開されていないという実情があります。

その理由といたしましては、やはり障害という形になると、どうしても個別的な案件が出てきたりとかするという形で、やはり個人情報の観点をしっかり守れないという形が課題になっていると思います。

今後、地域福祉計画策定に向けての委員会に関しましては、そのようなことを配慮しながら公開できるのかどうかということも観点に入れながら、設置に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 済みません、これで最後になります。

公開に向けても、その個人情報の問題等あるのは十分承知しております。ですけれど、そこでもやはり原則公開というふうに言われているには、何か公開したほうがいい理由があると思いますので、その辺も踏まえて、今後、検討していただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 再度となりますけれども、議員の御指摘のようにしていきたいと思えます。

また、議員が御指摘のように、内部で話されていることが皆さんによく伝わるとい
う例といたしましては、自立支援協議会で、先日、母の会の方が、自分の子育てにつ
いてお話をされたという形で、中の協議会の委員さんから、すごく感銘を受けたとい
話がありました関係で、先日、県のほうに行かれて、母の会の方が発表されたり、
民生委員さんの御協力をお願いして、その前の事前の予行演習という形でお話を聞い
ていただいたりとかして、今の実情を知っていただくよい機会ができたと思っております。

今後もこのような活動を、委員会とは別に、こういう活動もしながら進めていき
たいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「地域で支え合う健康で幸せなまち
づくりの取り組みを」について質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「地域で支え合う健康で幸せなまちづくりの取り組みを」
の件で御質問いたします。

先月、議会の総合計画調査研修で福島県伊達市の視察を行いました。伊達市は健幸
都市宣言を行い、現在、元気づくりシステムにより集会所などの身近な場所で健康づ
くりに取り組む人をふやす仕組みづくりを行っています。

行政が地域に出向いていき、元気づくりの会が継続できるようささやかな介入で地
域を見守り、支援を続けているとのこと。

この元気づくりシステムは初期投資、継続運営費もかなりかかるとのこと、即、

坂町への導入することは難しいのではないかとと思いますが、町当局としてはぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

坂町は、悠々健康ウォーキングの町宣言を行い、ウォーキングを通じて健康でたくましい「こころ」と「からだ」をつくり、悠々とした心豊かな生活を目指すとし、ウォーキングの推進などを行っています。

最近では、いきいき百歳体操や坂町歌のようよう坂町体操を地区集会所などで行い、健康づくりに取り組んでいます。また始まったばかりで、今後、町内全地区に推進していく必要があります。

地域が支え合い、健康で幸せなまちづくりの取り組みには、地区集会所を拠点とし、ただこれらの体操だけでなく、食事やさまざまな健康に対するプログラムの構築が必要であろうと思われます。

人間健康学部が開設される地元広島文化学園大学や連携協定を結んでいる広島修道大学との連携を行い、坂町独自の「健康で幸せな元気づくりシステム」を研究し、構築・実施していくことが重要ではないかとと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地域で支え合う健康で幸せなまちづくりの取り組みを」の件についてお答えをいたします。

本町では、健康づくりに欠かせない自らの健康は自ら守るという住民の皆様の自主的な活動の一つとして、筋力の向上に効果的ないきいき百歳体操を平成28年度から実施し、現在、7カ所の地域の集いの場で継続的に実施されており、さらに本年9月からはようよう坂町体操も地域のサロン等で実施されています。

御質問の、集いの場を拠点とした健康に対するプログラムの構築や、大学と連携した坂町独自の「健康で幸せ元気づくりシステム」の研究などにつきましては、現在、いきいき百歳体操が行われている地域の今後の活動支援について、今年度策定中の「第2次（後期）健康さか21」及び「第7期介護保険事業計画」並びに「第8期高齢者保健福祉計画」の中で、各市町で行われている先進事例等も参考に、引き続き、検討してまいります。

また、連携協約を結んでおります広島修道大学から依頼のあった、食生活がどのように高齢者の健康状態に影響するかという高齢者健康・栄養調査及びその結果に基づ

いた介護予防のための事業について、平成30年度から実施を予定をいたしております。

いずれにいたしましても、本町における健康づくりの活動等につきましては、まずは住民の皆様実践意欲を持っていただき、各地域の特色を生かし、住民の皆様が主体となり継続できる活動を支援することが行政の役割であると考えております。

今後も、さらにいきいき百歳体操及びようよう坂町体操を町内全域に推進をし、住民の皆様の御意見、御要望をいただきながら、本町の実情に合った施策を実施をしてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 答弁の中に、この間、私が最初、質問の中で福島県伊達市のことを書いたんですけども、ちょっとこれはやわらかく書いて、前向きに検討していただきたいというようなことで、別に答弁は求めてなかったんで、多分、ここの答弁の中で、各市町で行われておる先進事例等を参考にといいながら伊達市も入るとるんじゃないかと思うんですけども、議員は全部視察に行つて、現地の視察も兼ねて行ったんですけども、この幹部の中で行かれたのは町長だけなんです。町長がどのように学んでこられて、これから坂町に例えば導入したいのか、したくないのかという、この間、かなり具体的に元気づくり大学の先生のほうから、坂町の場合にはこういうふうにしたらとか提案があったりしたんですけども、そういうことについて、このいわゆる元気づくりシステムについての町長の勉強した成果といいますか、今後の坂町にとって、例えば一、二年いうことじゃないんじゃないか、将来的にそういうシステムの導入もええかなというふうにご考慮されるかどうかというのを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かにこの中では私だけでございますけども、いろいろ勉強にもなりました。県内にも先進地といいますか、同じ町のほうでやっておられるところもあるようでございます。先般も、そこの同じ立場の人ともいろいろ実情を踏まえてレクチャーを受けたわけでありまして、現状では、今、担当部門のほうで、先ほど申しましたように、百歳体操とか、あるいはまた、坂町歌の体操とかいうようなものを地域の中で一生懸命実施をしてくれております。そこらも参考にしながら、さらには、去る11月28日に、健康大学の学長先生、大平先生が坂町を訪ねてこられま

して、私はたまたま出張で東京にいたんですけども、部長、課長、それから社会福祉協議会も踏まえて、また具体的ないろいろな話も伺っております。これからそこらをしっかり煮詰めて、本当に我が町にいきいき健康大学が実施をしておることが、本当に我が町の中になじむのかということもしっかり研究しながら、これからそういう判断をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

確かに、伊達市のほうでいろいろ集会のほうを見させていただきましたら、皆さん、楽しそうにやっておられました。それはしっかりと頭に焼きついておりますが、また、文化も状況も違うわけでありまして、やはりそこらもしっかり考慮していかないと、やったとしても、投資も350万円から400万円ぐらい当初かかるというようなことでございますので、投資をしてもその成果が出なかった場合には大変なことにもなるわけでありまして、地域の方々、あるいはまた、もちろん老人クラブ等もございすけども、そういうサロンの対象の方とか、そういう方にも広く御意見を伺いながら、最終判断をしてきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） あえてぜひ導入をとというふうには言いたくなかったのは、そういうところがあるんですけども、その中で、すごく現地の集会所へ行って見て、あそこのやり方というのが、最初の6カ月間は行政の職員が現地へ行って指導をすると。指導いうんですかね、そういうようなことで、コーディネーターみたいな資格を取って、そういうふうに行って、6カ月間したら、自主活動ということで、例えば月に1回とかいうような形をとると。やっぱり出向いていく行政マンでないといかんというような話を聞いたときに、これは確かにこうがええかな。例えば、今、百万歩運動とかいろいろやりよるけども、来てもらわんじゃなくて、やっぱり職員が出て行って、地区の集会所でそういうのをやるというのも非常に大切なことじゃないかと思うんです。その意味では、今、いきいき百歳体操が始まって、それにプラスの坂町歌の体操が始まったということでは、一つのいい動きになつとると思うんです。初年度は確かにそれでええんですけども、それから以降、継続していくための仕組みづくりというのが必要じゃろう思うんです。ただ、ずっと百歳体操を自分が、今、70で、30年間100歳体操をやるかというたら、なかなかしんどいなと思うわけです。そうすると、年々、年々、やっぱり何らかの形で変化をつけていく、幅を広げていくという必要があるんじゃないか。そういう意味でも、坂町独自の元気づくりシステムが

必要じゃないかと。

今、健康さか21計画という中で、そういうこともプログラムが立てられるかどうかは知りませんが、そういう観点で、今の例えば体操だけでなしに、食生活とかウォーキングも含めて、あっこも何か集会所の周りにウォーキングコースをそれぞれつくって、そこを歩くようにしとるといようなことがありましたんで、そういうことも含めての、坂町独自のプログラムづくりということなんですが、そういったことについては考えておられますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

議員がおっしゃるようにとても大事なことだと考えております。坂町独自のものをつくるというのは、これは当初から考えておりますので、伊達市等のものは参考にさせていただきながら、ただ、よいところは取り入れながら、住民さんの御意見をやはり伺うということが大切になってまいります。

27年度から28年度にかけて、行政が地域に出向いて行って、住民の皆様のいろんな御意見を聞いて回った取り組みがございました。これをまた平成30年度、さらに始めたいと思っております。この平成29年度中に、各事業計画の中で考えますとともに、30年度においては、さらに地域に出向いてまいりまして、住民の皆様の御意見をいただきながら、この事業を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） ぜひそれはやっていただいて、新たなプログラムというのが、地域で続けていくということは、人材とかなんとかがなかなか確保が難しいんで、例えばどっち向いていくかというのは、ある程度、行政のほうで示していただいたほうがええと思うんです。全てを地区で考えるということはなかなか難しいんで、ほいじゃあこういう方向とか、こういう方向とかあるよと。こういう方向はどうですかとか、そういうふうなことをやっぱりリードしていただくような方法がええと思うんです。

そういう中で、今、いきいき百歳体操というのは高知県が発祥の地なんで、高知県のをパクっとるわけで、坂町歌は独自のもんでええんですけども、さっきのこの中で、修道大学から依頼があった食生活の問題がありますよね。私はこれが、依頼があったいうんじゃないくて、坂町が依頼したいというふうな姿勢が欲しいんです。坂町がこういう

課題があるから、あるいは将来的にはこういうふうに持っていきたいから、坂町が修道大学に依頼する。あるいは、地元のことを書いてないけども、地元が、来年の4月に人間健康学部が広島文化学園大学にできるけえ、地元としてはこういうことをやってほしいんだということが欲しいわけです。そうでないと、主体的な坂町独自のプログラムというものは組めんと思うんで、そこら辺のことはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

確かに修道大学さんのほうからは御依頼がございましたが、当町におきましては、この食というものは、子供から高齢者までやはり大事なポイントだと思っております。その上に健康づくりがあると考えておりますので、食については以前より何らかの手だてをしていかなければならないという中で、修道大学さんのほうから、ことし8月に御依頼がございまして、平成30年度から、またそれを取り入れて実施をして、さらに広げてまいりたいと思っておったところでございます。

あと、町内にございます文化学園大学さんについては、来年度から学部が創設されるということでございます。また、そういったところも連携がとれるようであれば、そういったことをとりながら進めていくこともやらないと言っているわけではこの中ではございません。ここには、今、修道大学のほうから、こちらが望んでいたようなことを要望されたということで、取り組んでいこうとしておるところでございますので、また今後はいろんな場面で考えていきながら、進めていかせていただければと思っております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 質問のところでも、地域で支え合うという、やっぱり健康で幸せなというのが住民の望んどるところだろう思うし、行政もそうだろうと思うわけです。

そういう中で、行政の役割というものは、手を取り、足を取りいうんじゃないで、少し離しながら、たまには近づいていくというようなやり方、いわゆる共助といいますか、自助といいますか、そういうようなやり方をやっていくというのが一番ええことじゃないかと思うんです。そのためには、やっぱり方向性を行政で示すということが必要じゃないかと思うんです。

それで、できたら、せっかく百歳体操をやりよるんで、百歳まで健康で幸せに生き

る坂町独自のプログラムというものをつくっていただいて、やっぱりこれを全国発信するということぐらいまで行ってほしいんです。高知がこのいきいき百歳体操を、今、全国発信しとるわけじゃないですか。だからそういうことはできんことはないと思うんです。そういう目を持って、今後の例えば健康さか21にしても、例えば長期総合計画にしても取り組んでいただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、そういうことも含めて次期の長期総合計画も勘案しながら、担当部門のほうで、鋭意、そういう検討をいたしております。当然、坂町で生まれたものが、坂町から発信をし、そして県内はもとより、全国津々浦々まで発信できるようなことになれば、これは最高なことでございます。そこらを一つの目標にしながら、しかし、無理をし過ぎたら、必ず、坂の言葉で言えば、どうじが来るというようなこともあるかも知れませんので、そこらもしっかり考えながら取り組んでいきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「子育て環境のさらなる充実を」について質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「子育て環境のさらなる充実を」の件で質問いたします。

現在、坂町では充実した子育てをする環境が整いつつある状態です。若い子育て世代の方にも安心と魅力ある町になっています。海と山がある自然に触れることができる環境で、伸び伸びと子育てができます。

坂町では、出産前からの支援、乳幼児を対象とした支援が受けられます。保育所では、横浜若竹保育園、なぎさ若竹保育園が平成30年4月1日から認定こども園となり、両親が働いている等の事由がなくても入園できるようになります。

子育て支援事業としては、一時預かり保育、ファミリーサポート、病児・病後児保育等を完備され、安心して子供を育てることができます。

また、貸出事業についても、絵本、育児書の貸し出し、3人乗り自転車、チャイルドシート無料貸し出しなどの支援も受けられます。

また、子育て世代を対象とした小屋浦町有住宅が平成30年3月30日に完成を予定しており、子育て支援センターも併設され、さらなる子育て環境の充実が期待されます。

現在の坂町は子育て環境がかなり充実していますが、次の2点を質問いたします。

1、育児講座等の支援が多数あるが、現状維持ではなく、さらなる発展のための取り組みは。

2、母子保健や産後ケア、育児支援などを一括して相談を受け、支援サービスを提供する窓口のさらなる充実は。

町の見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「子育て環境のさらなる充実を」の件についてお答えをいたします。

本町では、妊娠期から子育て期までの切れ目のないサービスを提供するための身近な拠点として、役場窓口を初め、保健センター、子育て支援センター等を設置をし、乳児健診・育児相談だけでなく、子育てに関わるさまざまな講座を開催をいたしておるところでございます。

また、議員御指摘のように、来年度には小屋浦の町有住宅に子育て支援センターを新設する予定といたしております。

御質問1点目の、育児講座等の支援が多数あるが、現状維持ではなく、さらなる発展のための取り組みはについてでございますが、毎年、育児講座だけでなく、子育て世帯が集い、講師指導のもと、自分たちで企画し、事業を行う講座として、平成26年、平成27年は、「坂町いいとこ発見情報誌」の発行を、28年度は、「もっとパパを好きになる講座」を、平成29年度は、地域で「応援講座」を実施をし、好評を得ていることから、今後も引き続き子育て世帯の意向を踏まえ、講座等の支援を実施をしてみたいと考えております。

御質問2点目の、相談支援窓口のさらなる充実はについてでございますが、現在、役場、保健センター、子育て支援センター、各保育園等において行っている育児相談や子供の発達段階の確認等において支援が必要と思われる保護者、子供に対しては、それぞれの家庭の状況に合わせ、関係各課等が連携をして対応を行っており、引き続き、こうした取り組みを進めてまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 通告書の2で質問いたしまして、その1点目で質問させてい

ただきました、育児講座等の現状維持ではなく、さらなる発展をの件ですが、現在の取り組みですか、平成28年、もっとパパを好きになる講座、こういった新しい取り組みとかではなくて、今現在ある育児講座、母親学級と、それらを、現在、アンケート調査をしたりとか、一回一回の講座の状況を見たり、判断したり、悪いところがあったり、いいところがあったり、それを次回に生かしていく、そういったPDCAサイクルみたいな感じで、今ある講座をよりもっといいものにしていく、そういった取り組みをされているかどうかをちょっとお聞きしたいんですが、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

母親学級、また、育児相談等でございますけれども、そういった講座につきましては、アンケートも実際行っております。その中で、やはりお母様の年代等もございますし、その年、その年で、やはりお母様の状況、お子様の状況は違ってまいります。それに大きく対応ができるかといいますと、全て対応ができているわけではございませんが、そういったアンケートをしながら、皆様の御意見をいただきながら、改善すべきところは改善をいたし、また、別の要素を取り入れなければならないところは取り入れるということで進めております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） アンケート調査等を行って、いろいろ改善されとるということをお聞きして安心いたしました。

次に、これ、ちょっと提案なんですけど、今現在、坂町では無料貸出事業として、3人乗り自転車、チャイルドシート等を無料貸し出ししております。ちょっと思ったんですが、これにつけ足して、ベビーベッドとかの貸し出しをされたらいいんじゃないかなというのがあります。大体、ベビーベッドというのは1年ぐらいしか使ってない方が多いという話をよくお聞きしております。それで、このベビーベッドとかの貸し出しをしたら、坂町の子育て世帯の方が、わざわざベビーベッドを買わなくてもいい家庭とかもふえますし、いろいろ便利がいいことが多いです。

こういったことを、前は地方創生交付金ですか、すぐにできなくても、そういったちょっとしたちよどいいタイミングの交付金とかがあれば、そういうときにぜひ検討していただきたいと思うのですが、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 今、ベビーベッドの貸し出しということで御意見をいただいたんですが、まず、議員さんも、今、御指摘のとおり、今、行っているチャイルドシート及び3人乗り自転車の貸出事業なんですけど、これは道路交通法が改正されたということで、チャイルドシートについては義務づけということで、広報するという形で国の補助メニューがついた事業でございます。

また、3人乗り自転車につきましても、道路交通法が改定になり、自転車の3人乗りができるようになった。しかしながら、坂町内は坂道が多いので、3人乗り自転車の普及は難しいということで、やはり国の補助メニューで、3人乗りの電動の自転車を取り入れて実施しているところでございます。

議員御指摘のベビーベッドに関してなんですけれども、今、うちのほうで需要がどれだけあるのかということと、国の補助メニューがどのようになっているのかということ、もう一度、精査させていただいて、改めてお答えをさせていただければと思います。お願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 精査のほうよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

あと、これ、非常に難しいと思ひますが、もう一つ質問させていただきます。

医療の分野で質問させていただきます。

現在、坂町では小児科というのが済生会病院、総合病院で1カ所ある状態です。その小児科が、現在、広大病院のほうから先生が来ていただいて、ほぼ日がわりで、ほとんど、毎日、先生がかわる状態でございます。これ、住民要望とかも結構お聞きしたんですが、やはり親としては、1人の先生、せめて2人の先生ぐらいに長く見てもらいたい、そういった親心というのがあります。総合病院として、済生会病院は総合病院の形態ですので、日がわりで先生がかわるのが当然のような状態ですが、思いとしては、坂町のほうから済生会のほうに、なるべく1人、2人の先生で診察していただきたいとか、そういったことを働きかけしていただきたいと思ひますが、その辺についてお答えをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 確かに議員おっしゃられるように、きょう行ったらこの先生、次に行ったらまた別の先生というのは、やはり保護者にとって不安はあり

かとは思いますが。やはり済生会病院様のほうも、医師確保には努力をされておると聞いております。

あと、坂町といたしましては、広島二次医療圏の中でそういった小児科も確保いたしておりますので、済生会病院だけでなく、ほかの個人病院、そういったものもございますので、ただ、交通手段とか、そういったことはまたあるとは思いますが、そういった医師もいらっしゃるということで、済生会病院さんは努力をされておられるということ、それと二次医療圏内での小児科というものがございますので、そういったところでの御配慮、御対応をお願いをいたしたいと思っております。お願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 最後の質問とさせていただきます。

保険事業計画、母子健康保険事業の案内用紙が大体4月ですか、オレンジ色の用紙が4月あたりに配布されます。それをまた、後期、11月とか12月にも配布されたらいいんじゃないかと思うのですが、というのは、4月ごろに配布されて、11月、12月あたりの予定がわからないときがありますので、それを11月、12月にも配っていただけたら、より見やすいとは思いますが、事前に郵送で対象の方に案内とかもお送りされとるようなんですが、ぜひ後期あたりにも、母子保健事業の案内用紙などを配っていただけないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

今、議員御指摘がありました母子保健事業、老人保健福祉事業も一緒なんですけれども、4月の広報配布時に年間予定としてお配りをいたしております。

さらに、今、郵送でございますし、母親学級等につきましては郵送、あとは母子保健推進委員さんが個別に訪問してのお誘いもさせていただきます。お願いいたします。

あと、広報と、それとホームページ等にも、毎月、こういった行事がありますということは掲載をさせていただいておりますので、今のところ、年度当初、当初の計画ということで広報でお配りするもの、随時、個別にお配りするもの、さらに町広報、ホームページ等で、その月々の事業についてはお知らせをするということでの対応でお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「相続人不明の土地などの未登記の道路について伺う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「相続人不明の土地などの未登記の道路について伺う」の件で質問いたします。

最近、全国の個人所有の土地でスムーズな遺産相続ができていないため、あちこちの自治体で公共事業の推進に支障が出ているとの報道があります。

例えば坂町の公共事業で道路拡張する場合、相続範囲が広がったりして対象者の特定に時間がかかったり、対応に苦慮したりすることもあるのではないかと考えております。

このように、公共事業の推進に支障の出るケースは日本全国で合計すると、九州全体の面積に匹敵するとも言われ、大きな問題となっております。

こうした状況を打破していくため、国は専門家の意見を聞きながら法律の見直しを考えているようであるが、以下、2件、道路関連問題として関係当局の見解をお伺いいたします。

1、過去から現在に至るまで、標記のような相続対象者が不明で、道路などの登記ができないケースが坂町にどの程度（面積または件数が）あるのか。

2番、岡・田島線の一部にあるような道路で、護岸構造物というのは、公図上、海になっているが、こうした未登記の道路を放置しておくのは、災害発生、災害復旧時などのとき現状確認ができず、今後、問題が発生するのではないかと懸念しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「相続人不明の土地などの未登記の道路について」お答えをいたします。

土地の所有者がわからない所有者不明化が全国的な問題となっており、土地の権利及び管理の放棄並びに放置は、公共事業用地の取得や空き家対策などへの大きな妨げとなっております。

本町におきましても、過去に道路の新設や拡幅等で整備した道路の中には、さまざまな事情により坂町への所有権移転がされず、個人名義で残る未登記道路が存在をしていたため、平成9年度から現在に至るまで、町道敷地の権原を明らかにし、確定させるための未登記整理事業を計画的に進めているところでございます。

御質問1点目の、過去から現在に至るまで、相続対象者が不明で、道路などの登記ができないケースが坂町にどの程度あるのかについてでございますが、相続人が外国籍である場合など、所在確認の調査に時間を要する場合はございます。

また、道路事業用地が土地所有者死亡により相続人不在となり、法定相続人以外の親族の申し立てにより家庭裁判所が相続財産の管理人を選任をし、相続財産の整理が進められている事案が1件ございますが、相続人が不明で登記できなかった事案は今のところございません。

御質問2点目の、岡・田島線の一部にあるような道路で、護岸構造物というのは、公図上、海になっているが、こうした未登記の道路を放置しておくのは、災害発生・災害復旧時などのとき、現状確認できず、今後、問題が発生するのではないかについてでございますが、岡・田島線の護岸は海岸法に基づく海岸保全施設として広島県が管理をいたしており、災害復旧など県が対応することになります。

また、道路区域の災害では、道路法に基づく町道認定、区域決定、供用開始後の適正な維持管理を行っていただければ問題が発生することはありません。

引き続き、道路パトロールなど適正な管理を行うとともに、道路構造物を維持するためにも、橋梁・トンネル・附属構造物など法律で定められた定期点検、補修計画を着実に実施をしております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○10番（中 雅洋議員） 今、答弁いただいたんですが、まず1番目の相続対象者が不明で、これ、数十年前かな、やっぱり職員の人がいろいろ道路をするとき、相続の関係で大変なんじゃないの聞いて、テレビでこういった問題が大きくクローズアップされてから、坂町もあるんじゃないかな思ったんですが、今、答弁によると、ちょっといろいろ取り組んで、1件あったんじゃないけどというような話で、今回、ここに関しては一応了解ということで、2点目のほうに主に集中して質問させていただきます。

まず、護岸構造物、岡・田島線の一部、これ、わからない人もおるかとは思いますが、俗に言う無番地問題の沖の道路です。これを護岸構造物という位置づけでなっておるといふことだそうですが、これ、昭和49年、県から護岸構造物として竣工の認可を受けております。

そもそもこの護岸構造物、これ、海になつとるのに、これだけ浮いたような形、公図上では出てこないというふうに理解しておるんですが、まず、その護岸構造物とい

う名称の意味をちょっともう少しわかりやすく、こんなもんを護岸構造物と位置づけるんですよいうのをまず1個質問いたします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） この件に関しまして、田島・重り線の護岸構造物といえますのは、一般的に河川であれば河川の構造物、石積み等がされておるところを上に道路が使っておれば、それは道路、河川の兼用構造物となります。

また、この当該地につきましては、港湾法に基づく海岸保全施設として波返し等を設置した構造物として、これは海岸の施設としての構造物として管理している、その上に田島・重り線が道路構造物として乗っておるという状況でございますので、具体的に現地に行きますと、アスファルト舗装部分につきましては道路構造物、また、道路構造物からアスファルト以外の、以前、海側に対して波返し及びコンクリートの構造物がございました。ここは、一応、海岸施設としての護岸構造物というふうな位置づけで広島県の海岸保全区域の施設管理、または、その後ろの町道としての道路区域の施設管理というふうな形に分かれております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとわかったような、わからんような、あんなもんかなと思います。そういうもんだと、護岸構造物。

あと、いろいろ災害復旧のときに大丈夫なんかいなという質問もしてみたんですが、基本的にそういう構造物は町道認定いう位置づけにはなるんですか、ならないんですか。要は、形が見えないような気がするんじゃけど、県が管理しておる。まず一点、これをお聞きします。要は、町道認定として、今、できておるんかどうか、そこをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 町道岡・田島線につきましては、起点を国道31号、終点を今の元三菱ドックの入り口まで、この道路については道路認定を済ませ、区域決定等国事行為をして、町のほうが町道区域として管理をしておる道路でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっともう一度お聞きするんですが、岡・田島線が何ぼか距離があります。その中で護岸構造物というのは、公団上、抜けとる部分があるんじゃないかと思うんじゃけど、海になつとるんじゃから、そこからそこまでが護岸構造

物というふうに言うのかな思ったんですが、その辺の線引きというのはどういうふうになるんですか。例えば宅地のほうも含めて、海に、公図上、なっておるよと。そこに沖合のほうは道路があるんだけど、これは護岸構造物じゃというんだから、この間だけが護岸構造物、県が管理しとるいうふうに理解すればいいんですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 一番最初のときに答えさせていただきました、町道の区域につきましては、アスファルト舗装がしてあるところを道路認定をしております。

また、先ほど言いました波返しとコンクリート部分がある、これにつきましては道路区域にも入ってますし、港湾の護岸構造物、海岸保全施設として県が竣工、認可を受けております構造物としての港湾施設となっております。

こういった公図上は、今、無番地の民地の先に道路があり、また、そういった構造物としての護岸構造物がある、そういう公共物がちゃんと図面上で管理されておるといことで、災害等発生したときには、その図面に基づいて、災害補助をもらって復旧ができるというような流れになっておりますので、今の無地番という形ではございますが、そういった災害等起これば、図面に基づく復旧をしていくといことで、確かに権原は、公図上、整理されておりませんが、機能上は問題ないといことでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 4点目です。

公図上、海になっおる。要は、やっぱり日本法治国家ですから、特に国のほうが登記はやっていけといあれで、自治体も同じ立場にあると思ひます。法治国家、法律に基づいて登記していくんだと。こういうケースの場合、そういうものでたまたま道路として使わにゃいかん。それはわかるんですけど、ただ、このままで本当に放置しとってええんだらうかいう気がいたします。現状と公図と現場が一致してないいうんですかね、アンマッチングしておるといこと。よそから見ると、ほかの自治体から見ると、あそこは海になつとるけえ、何もないんかな思ふと、実際に行ったら土地があるといような形で推移してきとるんだけど、今、災害なんかでうちは問題ないんじやと。それはそれでいいんだけど、ほんまにこのまんま問題なしで放置しとって、何十年、40年、50年、ずっとあれは護岸構造物よといことで、いろいろ問題があるのはこうやって置いとって、ずっとこのまんま、これからも100年も200年

もこのまんまいくんかなど。その辺がちょっとやっぱり努力するという姿勢が見えんですが、その辺はちょっともう一回お聞きするんですが、このまんまで本当にええんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、土地の形を呈しているわけですから、本来であれば、土地として地番をつけて登記される、そういう性格のものだろうと思っております。

ただ、岡・田島線の御指摘の案件につきましては、昭和20年代の埋め立ての経緯が絡む特殊なケースでございまして、昭和20年代の埋め立てた土地、ここの整理がなされない限りは、その沖側に後で埋め立てた土地の地番をつけようにも、いかんともしがたいという状況でございまして、課題としては認識しておりますけれども、道路を管理していく上では構造物として、言ってみれば、海の中に橋をかけたような状況ですので、道路区域として構造物を町道認定して、道路の区域をかければ、管理していく上では特段の支障が生じるものではございませんので、その無地番の部分については課題として認識しておりますけれども、これはその先にある昭和20年代の埋め立ての土地の整理がつかない限りは、町としてもいかんともできない問題だということ御理解いただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） もう一度、似たようなあれになるかと思うんですが、要は、坂町さんは弁護士の費用も年に幾らか払いながら、そういった情報もとれる立場にあります。今のまんま何十年、全く動きもなく静観して、これはうちは問題ないけんというような形で推移しておると。一般の人に解決せえやと、あっこがせんにゃ、うちもできんのじゃというてほったらかしにすると、本当にそれでいいんかな、そういう姿勢で。やっぱり助言とか指導を坂町がして、やはり坂町の土地の中でそういう問題を解決してやるいうのも、町の自治体としての責務じゃないか思うんですが、もう一度、要は何十年、ほとんどもう自分のところつくれてしたら、坂町さえよけりゃええんじゃと、住んどの住民はええんじゃいう、極端に言えばそういう発想にもなるから、ぜひそのほうまで入り込んで、やっぱりこれは何のためにするかいうたら、町道をやっぱりしっかり登記するんだという位置づけで、あんた方、こういうふうにやりんさいやいう指導とか助言とか、そういう形が欲しいと思うんですが、これ、5点目

なんで、もしよかったら、町長、その腹づもりというか、やっぱり何とかせんにゃいかんよのと、町内の大きな問題で何十年抱えとるあれだから、その発端は道路を登記するためじゃというのでもええと思うんですが、もう一遍、いかがですか、最後に。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今まで大体説明をさせていただいたとおりであります。ただ、今までの経緯をいろいろ頭の中で整理をしてみますと、何回かこういうふうにしてこうしたら法的にも土地として認められるんだというふうなアドバイスはしておられるようであります。ただ、それをしていくためにはお金が必要になるわけでありまして、それを行政のほうで、ほいじゃあいうことで出すというわけにはなかなか難しいと思うんです。そういうことで、そういうアドバイスのようなことは過去にあったように私は記憶をしております。そういうことでございます。なかなか難しい問題でありますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 7番 柚木 喬議員から「福祉バス運行を軸に高齢者に交通費助成」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「福祉バス運行を軸に高齢者に交通費助成」の件で質問いたします。

現在、坂町循環バスの運行の見直しが検討されていますが、同時に高齢者の交通費助成制度を含む全町民に対しての生活福祉バスを検討されたいかがでしょうか。

一般的には、高齢者の交通費助成については、バスの無償化、回数券の発行、タクシー割引券の支給や免許証返納に対する支援補助等があると思われそうですが、1点目、バス無償化については、熊野町の生活福祉交通「お出かけ号」が参考になろうかと思っております。

運行内容は、全町民を対象に料金が無料で、ジャンボタクシー9人乗り、3地域で曜日ごとの運行、利用率が高いと聞いております。御検討されたいかがでしょうか。

2点目、免許証返納制度については、国は高齢者の安全のために自治体こぞって65歳以上の高齢者に対し返納を促していますが、坂町の基本姿勢はどうか。タクシー券の支給など、町として施策を打つべきだと思っておりますが、いかがお考えか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「福祉バス運行を軸に高齢者に交通費助成」の件についてお答えをいたします。

現在、町内の高齢者等の移動手段はJR呉線、坂町循環バス、民間タクシー、自家用車等があり、利用者本人のそれぞれの状況に合わせて選択し、利用されている状況にあります。

議員御提案の、高齢者の交通費助成制度を含む全町民に対しての生活福祉バスの検討及び御質問1点目の、交通費の無償化等高齢者への交通費助成についてでございますが、現在、坂町循環バスは高齢者等交通弱者の移動手段も考慮し、車両、運行形態、利用料金等について検討し、運行をいたしております。

循環バスの長期運行継続のために最低限の受益者負担をさせていただいていることから、バス料金の無償化は考えておりません。

御質問2点目の、免許返納制度に対する坂町の基本姿勢についてでございますが、現在、運転に不安を有する高齢者には、公的身分証明書として使用できる運転経歴証明書制度の周知に取り組んでいるところでございます。

また、タクシー券支給などの町独自施策についてですが、現在、町単独事業として障害者へのタクシーチケットの助成を行っておりますが、御指摘の運転免許証を返納された方への支援につきましては、公平性に問題があるため、実施は考えておりません。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） バスの蒸し返しになるんかどうかいという感じの、ちょっと、私、勝手に思ってるんですけども、いずれにしても、現在、まだ結論が出ずに、バスの運行が検討されていることまでなんで、実はこのアンケート結果で、アンケート、多分、結果をこういうふうに出されていると思うんですけども、アンケートには、例えば高齢者に対し採算のことを言うとか、赤字でも運行すべきじゃとかいうようなことを私は耳にいっぱいするんです。そういうようなことがきついアンケートだと思う。それに近い文言がアンケートの中に出てきていると思うんじゃないけど、その辺のアンケートのひとつ分析というのはどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

本年度、循環バスの試行運行ということで、利用者の方と住民の方にアンケート調査を実施させていただきまして、御回答をいただいておりますのでございます。

アンケートの回答を集約いたしますと、今、議員がおっしゃったような無償化であるとかは、利用者、住民、いずれの方からも、そういった御意見はございませんでした。

反対に、今年度から隔日、1日置きの運行ということで試行運行を実施しておりますので、運行日をふやしていただきたいという趣旨の御要望がたくさん寄せられているところをごさいますて、中には、料金が多少上がってもいいんで、増便をお願いしたいというふうな意見は多々ございましたが、無償化に関する意見としては、このアンケートではございません。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 議会報告会でもプライマリーバランス、赤字についてバスをどうのこうのするなとかいうようなことで、答弁いただいたのは、受益者負担ということで書いてあるんですけど、意外と高齢者に対する恩典というか、補助として、このバスの無償化に向かって進んでもらいたいと思うわけですが、今回、熊野町のお出かけ号を御提案させてもらったんですが、これ、一点、収支のことを答弁がなかったもんですから、収支のことをちょっと私なりに分析した内容をお伝えします。

実は、熊野町のお出かけ号ですけども、2台のジャンボタクシー9人乗りで運行していると。タクシー会社2社に契約してて、運転手も車両もガソリンつきで2台で1,100万円だということなんだそうです。それで、町民全員が無料なんです。三つのコースを週2回運行するというのが内容です。

これに比較しまして、坂町の運行状況を見ますと、似通った点がありますけども、平成27年度までは収入収支で平均1,100万円程度の赤字、いわゆる持ち出しですよね。だから収入が1,000万円で、収支が2,000万円で、約1,000万円の赤字ぐらいが27年度まで、この10年間の収支だと思います。その中には、運転手の確保、賃金、車両の購入、車両のメンテナンス、チケットの販売まで全て入ってこの1,100万円という決算が出てるんですね。

だからここで思うのに、同じ1,100万円の持ち出しならば、タクシー会社に丸投げしたほうがいいに決まってるわけです。これはもちろん運行とか何かあると思いますが、金銭で言えば、そのようにすれば、坂町民全員を無料にして、バス料金

の無償化ができると思うんですが、この辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

坂町の循環バス事業につきましては、長期総合計画、また、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を上位計画とする坂町都市計画マスタープラン等の計画も踏まえながら坂町地域公共交通計画を策定し、現在の事業を実施しておるところでございます。この循環バスの本来の目的と申しますのは、坂町の主要交通機関でございますJRや、このJRを都市間の連携軸として、各地区から坂駅までの連携性を向上させることと、都市拠点である平成ヶ浜とサブ拠点である北新地を連携強化をします。また、3点目で、生活拠点と都市拠点の連絡強化という目的を持って実施をしておる事業でございますので、議員御提案の熊野町の福祉バスとは全く性格を異にするものでございますので、比較の対象にはならないというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 私も反論いますか、財源はどうするんやいうて、多分、行政筋からあると思うんですけど、これも提案ということでちょっと聞いてください、財源ですね。

実を言えば、今でこそ基金の出番があるんじゃないやいうて思うんです。この基金の出番というのは、地域福祉基金というのが2億100万円ありますね。10年間ずっと塩漬けになってるものがあるんです。これを導入どうのこうのはなかなかあれなんです。私も提案なんですけども、この時期に皆さんの貯金である基金を年1,100万円、1,000万円ぐらい、2億円ですから、20年ぐらいどうのこうのいうのはおかしいですけど、割り算したら20年になりますね。というふうな地域福祉基金の取り崩しを、この私が提案させてもらった案には含まれてるんですが、そういうふうなことを要望したら、町長がやっぱり権限があると思うんですけども、その辺の考え方はどう思われますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かに地域の福祉基金というのは2億円程度ございます。福祉というのはすごく幅が広いわけでありまして、バス事業だけを福祉バスにというわけにはいかないと思うんです、たくさんあるわけですから。偏った福祉政策というのは、非常にまた公平性を欠くことにもなるわけでもあります。そこらを勘案したら、御指

摘のことにつきましても、町としてはやはり全体的な福祉施策を検討しながら、その基金を崩すにしましても、そういうことをきちっとしながら検討していかないと、またいろいろな問題も出てくるんじゃないかというふうな思いもしておりますので、現状では、それは福祉関係に従事する皆さん、あるいは現に若い世代も含めて福祉の必要性のある皆さんが、それはいいよと、バスだけは福祉の関係で無料にすりゃええじゃないか、それを使ってと。それも、今、おっしゃった20年ですから、そこから先はどうするんですかと、こういうことにもなるわけです。自分たちがよければいいというような施策は、行政としては自分たちのときだけがよければいいというような施策はなかなかできないと思います。これが30年も50年も、この坂町を坂町として守るための施策であれば、思い切ってやるようなこともあるかもわかりませんが、そこらを踏まえながら、非常に言いにくいんですが、なかなか難しいと、こういうことでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 4点目の質問でございます。

高齢者の福祉の関係がメインテーマですから、その中に無償のバスがどうじゃろうかいうのを今までやったわけですが、無償バスの提案が通るならば、そういう意味じゃ高齢者福祉いうか、一般高齢者も全部、バス代がただになるわけですから、これは一つの一環になると思うんですが、バス代が、今回、結論として有償ならば、高齢者にバスの回数券の支給とか、例えば広島市は現金をたしか3千円ぐらい交通費として支給してますよね。こういうふうな検討というのは坂町ではどのような見解をお持ちですか。

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） 各市町というか、広島市の事例なんかもございませう。近傍では府中なんかもございませう。広島市の例で言うと、各地域において、何地域かで試行的に、いろいろ試行錯誤されながら地域のというか、少し市街地から離れた山の部分だとか、そういったところの生活の足を確保するという意味でバス運行が試行的になされているケースはございませう。

広島市のケースで言うと、大体250円から300円ぐらいの料金を取られているような状況でございませう。それもタクシー会社さんの御協力を得て、何とか運行されてるんですけども、これも収支的には赤字。

それで、議員、御意見にございましたように、一時、高齢者の利用の促進を促すということで、体験試乗みたいな形で回数券を無料で配られたようなケースは一時あったようには伺っておりますけれども、それが継続的になされているというふうには把握はしておりません。

それから、試行的に各地域でやられているそのバス運行につきましても、実態的には、先ほど申しましたように、収支が合わない、赤字というような状況でございます。地域によってはその赤字部分を行政も社会福祉の一環として一部を負担しますが、地元の町内会のほうがその赤字分の例えば4分の1とか、そういった負担をしてまでも継続を何とか運行しようかというような、非常に各地域とも苦労をされながら、いろいろ課題を抱えた形で、実態的には採算性というか、財源の確保、それから利用の促進、それからこのままの状態ですべて将来的に存続できるのかということで、非常にいずれのバスについても課題が大きくて、皆さんが苦慮されながら検討がされているというような状況だと思います。

それから、熊野町の先ほどのケースもございましたけれども、熊野町の場合は、先ほど御提案にあった、社会福祉の基金を同様に切り崩す形で、今、運行なさっているというようなことですが、熊野町の場合は3コースあるんですけど、週2日の運行ということで、逆に坂町で先日アンケートをとらせていただいた内容からすると、逆に毎日でも、せめて月曜日から金曜日は動かしてほしいというようなニーズのほうが多いような状況ですので、必ずしも、熊野町でやっているような運行形態が坂町になじむのかというと、そうではないのかなというように個人的には思っている部分がございます。

いずれにしても、アンケートの結果と、それから将来の坂町循環バスの採算性という収支の見直し、この関係をもう少し事務方で整理をさせていただいた上で、今後、12月から年明けにかけてバス検討委員会とか、それから地域公共交通の委員の皆さんの御意見も伺った上で、4月以降の運行見直しを決定してまいりたいと思っておりますし、その過程で議員の皆様方にも結果を報告、それから御意見もいただいて、最終的な方向性は固めていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後に質問させていただきます。

免許証の返納いうことをマスコミがかなり騒いでいるのは、この29年のたしか3月ですかね、道路交通法改正によって、71歳以上は高齢者講習が課せられたんですよ。75歳以上の人に至っては、認知機能とかいう検査が入ってるんですよ。だからより厳しくなったんです。その意味で、返納ムードが全国的にはあるわけですから、やはり何かこの今の、例えば無償化にさせていただいたらそれが恩典になるんじゃないけど、何か別に恩典を用意しても、各町、どこかいうのはちょっと調べてないんですが、やはり幾らか、公平性に問題があるという答弁があるんですけど、何か安全のために、坂町として恩典を用意していただきたいと思うんですが、その辺はどんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） 今、議員さんのおっしゃったのが、運転免許の自主返納を支援しなさいという話だとは思いますが。

坂町におきまして、65歳以上の方で運転免許の保有されている方が大体45%ぐらいなんですけれども、その方が、実際のところ、運転免許返納というか、運転に自信のない方であれば、運転をしないという方法もあるんですけれども、たまたま運転をしない、返納する機会がたまたま訪れた方にのみ、そういうインセンティブを与えるというのが公平性を欠く。また、残り、免許を持っておられない方が55%いる方には、そういうチャンスが与えられないというところで公平性を欠くというふうに認識しておりますので、このたび、高齢者に対するバスの回数券を自主返納した方に与えるというのは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本定例会の会期は12月11日までとしておりますが、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成29年第9回坂町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

なお、皆様より賜りました御意見につきましては、今後、これを十分に検討をいたしまして、これからの町政の執行に反映をさせていく所存でございます。

これからますます寒さも厳しくなっておりますが、皆様方におかれましては御自愛をくださいませ、御多幸な新年をお迎えいただきますようお願いを申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成29年第9回坂町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午後2時15分）